

○鹿児島県工事成績評定要領の運用について

鹿児島県工事成績評定要領の運用については、平成14年7月31日に改正し、運用しているところであるが、鹿児島県工事成績評定要領の改正に伴い改めたので、その運用にあたっては、下記の点に留意してください。

記

- 1 鹿児島県工事成績評定要領については、平成22年4月1日以降に入札を執行する工事から適用することとする。
- 2 工事成績評定表の運用については、別添工事成績評定表の記入要領によることとする。
- 3 この通知は、平成22年4月1日以降の入札執行分から適用する。

(別添) 工事成績評定表の記入要領について

- 1 工事成績の評定については、別記様式第1「工事成績評定表」及び別記様式第2「細目別評定採点表」の細別ごとに行うものとする。
- 2 各評定項目ごとの評点は、「別紙ー1～4の考査項目別運用表」によるものとし、別紙ー5の「施工プロセスのチェックリスト」を考慮するものとする。また、工事における「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、請負者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。
- 3 評定は、検査時点の状態を対象とし、従前の手直し等を考慮しないこと。
なお、検査の結果、手直し等があった場合は、手直し前の状態を対象として評定すること。
- 4 評定点は、標準点65点に各評定項目の加減点を合計し評定点とする。
- 5 評定点合計は、各評定者の評点を調整し評定点合計とする。